

## 処 分 基 準

平成20年7月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 抱 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）
備 考：

別添 処分量定の基準

車両の種類 前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	35 日	1月	1月

## 処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 抱 条 項 : 第 22 条第 1 項
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業者に対する指示
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問い合わせ先 : 交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 抱 条 項 : 第 23 条第 1 項
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 5 条（営業の停止の基準）
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問い合わせ先 : 交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抠 条 項：第24条第1項

処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）、第4条（認定）、第5条第3項（認定拒否の通知）、第7条第1項（認定の取消し）

処 分 基 準：

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。

問 い 合 わ せ 先：

交通部交通企画課（電話 0742-23-0110）又は管轄警察署交通課（係）

備 考：

## 処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 抱 条 項 : 第 25 条第 2 項第 1 号
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業者に対する指示
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問い合わせ先 : 交通部交通企画課（電話 0742-23-0110）又は管轄警察署交通課（係）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 抱 条 項 : 第 25 条第 2 項第 2 号
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 5 条（営業の停止の基準）
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問い合わせ先 : 交通部交通企画課（電話 0742-23-0110）又は管轄警察署交通課（係）
備 考 :

## 処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抠 条 項：第 25 条第 2 項第 3 号

処 分 の 概 要：自動車運転代行業者を営む者に対する営業の廃止命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条（第 7 号及び第 8 号を除く。）（自動車運転代行業の要件）、第 4 条（認定）、第 5 条第 3 項（認定拒否の通知）、第 7 条第 1 項（認定の取消し）

処 分 基 準：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 24 条第 1 項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。

問 い 合 わ せ 先：

交通部交通企画課（電話 0742-23-0110）又は管轄警察署交通課（係）

備 考：